

# 青森県果報

第千九百四十七号 平成十三年十一月十四日(水曜日)

## 目次

### 告示

○農業関連天災の指定の果樹の栽培面積等の一部改正	……………	(構造政策課)	…一
○道路の区域の変更	……………	(道路課)	…一
○右	……………	(同)	…二
○道路の供用の開始	……………	(同)	…三
○右	……………	(同)	…三
○右	……………	(同)	…三
○右	……………	(同)	…三
○右	……………	(同)	…四
○右	……………	(同)	…四
出先機関			
○土地改良区の役員の就任	……………	(農林水産部)	…四
○道路の位置の指定	……………	(土木事務所)	…四
人事委員会			
○人事委員会規則七―六五(宿日直手当)の一部を改正する規則	……………	(職員課)	…四
収用委員会			
○公示通知	……………	(監理課)	…五
正誤			
○平成十三年四月一日号外第四十二号表題欄中	……………	(総務学事課)	…五

## 告示

### 青森県告示第六百十三号

平成十三年七月十三日青森県告示第四百二十六号(農業関連天災の指定の果樹の栽培面積等)の一部を次のように改正する。

平成十三年十一月十四日

青森県知事 木村守男

第九号中「七億円」を「十二億円」に改める。

### 青森県告示第六百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十二月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月十四日

青森県知事 木村守男

図面 番号	道路 種類	路線 名	変更の 区 間		変更の 前後 別		敷地 の 幅 員	敷地 の 延 長	備考
3	県 道	八戸階上線	三戸郡五戸町大字切谷内字館ノ谷地八の一から 三戸郡五戸町大字切谷内字佐野前谷地五二の一まで	前	二二・三〇メートルから	二二・三〇メートルまで	九〇・〇〇メートル		
				後	二二・〇〇メートル				
2	県 道	橋向五戸線	三戸郡五戸町大字切谷内字菫蒲川下谷地二八の四から 三戸郡五戸町大字切谷内字菫蒲川下谷地二七の一まで	前	二二・〇〇メートル	二二・〇〇メートル	五五・〇〇メートル		
				後	二二・〇〇メートル				
3	県 道	八戸階上線	三戸郡階上町大字道仏字神山三の二四から 三戸郡階上町大字道仏字神山九の二二まで	前	九四・五〇メートルから	九四・五〇メートルまで	三九二・五〇メートル		
				後	二六・五〇メートルから				

青森県告示第六百十五号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり  
 道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十二月十三日まで青森県県土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月十四日

青森県知事 木村守男

図面 番号	道路 種類	路線 名	変更の 区 間		変更の 前後 別		敷地 の 幅 員	敷地 の 延 長	備考
2	県 道	五所川原岩 木線	北津軽郡板柳町大字五幾形字富田三一の六から 北津軽郡板柳町大字三千石字合吉五五の四まで	前	一九・八三メートルから	一九・八三メートルまで	二、四二〇・〇〇メートル		
				後	一九・〇〇メートルから				
1	県 道	五所川原岩 木線	北津軽郡板柳町大字五幾形字富田二五の二から 北津軽郡板柳町大字五幾形字富田三一の一まで	前	二一・五〇メートルから	二一・五〇メートルまで	一三〇・八〇メートル		
				後	二五・六八メートルから				
2	県 道	五所川原岩 木線	北津軽郡板柳町大字五幾形字富田三一の六から 北津軽郡板柳町大字三千石字合吉二三の四まで	前	一九・八三メートルから	一九・八三メートルまで	二、四二〇・〇〇メートル		
				後	一九・〇〇メートルから				
1	県 道	五所川原岩 木線	北津軽郡板柳町大字五幾形字富田三一の六から 北津軽郡板柳町大字三千石字合吉二三の四まで	前	二一・五〇メートルから	二一・五〇メートルまで	一三〇・八〇メートル		
				後	二五・六八メートルから				

青森県告示第六百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十二月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月十四日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 橋向五戸線	三戸郡五戸町大字切谷内字切谷内前谷地一の一から三戸郡五戸町大字切谷内字館ノ谷地八二の一まで	平成一三・二・二四
	三戸郡五戸町大字切谷内字切谷内前谷地八の一から三戸郡五戸町大字切谷内字佐野前谷地五二の一まで	"
	三戸郡五戸町大字切谷内字高田沖二の一から三戸郡五戸町大字切谷内字高田沖一の一まで	"
	三戸郡五戸町大字上市川字沼廻三七の八から三戸郡五戸町大字上市川字中里谷地五五の一まで	"
	三戸郡五戸町大字上市川字中里谷地二八の一から三戸郡五戸町大字上市川字中里谷地一の一まで	"
	三戸郡五戸町大字切谷内字中葛蒲川二五の一から三戸郡五戸町大字切谷内字葛蒲川上谷地一四の一まで	"
三戸郡五戸町大字切谷内字高田沖一の一から三戸郡五戸町大字切谷内字向田沖三の一まで	"	

県道 名川階上線	三戸郡階上町大字田代字庭の後一から三戸郡階上町大字田代字下田代一の三まで	"
県道 八戸階上線	三戸郡階上町大字道仏字榊山三の二四から三戸郡階上町大字道仏字向一の一まで	"

青森県告示第六百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十二月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月十四日

青森県知事 木村守男

国道 二七九号	むつ市大字奥内字金谷沢一の二八からむつ市大字奥内字今泉一四五の一まで	平成一三・二・二四
------------	------------------------------------	-----------

青森県告示第六百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十二月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月十四日

青森県知事 木村守男

県道 福山五所川原線	五所川原市大字米田字篠原六七の一から五所川原市大字唐笠字藤巻六七三まで	平成一三・二・二四
---------------	-------------------------------------	-----------

青森県告示第六百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十二月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月十四日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 石川百田線	弘前市大字堀越字宮本三六から 弘前市大字門外四丁目一四の四一まで	平成一三・二・四

出先機関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥瀬堰土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十三年十一月十四日

上北地方農林水産事務所長 工藤洋一

役員 の 区 別	氏名	住 所	就任の年月日
理事	太田久登	上北郡十和田湖町大字沢田字後平二四	平成一三・四・二

十和田土木事務所告示第十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十一月十四日

十和田土木事務所長 原田邦治

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
三沢市岡三沢八丁目一〇の三八から一〇の四〇まで	八六・九七メートル	六・〇〇メートル	平成一三・二・五

人事委員会

人事委員会規則七一六五（宿日直手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十一月十四日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則七一六五（宿日直手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一六五（宿日直手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

五 消防防災課において行われるテロ事件発生への対応等が伴う勤務

第三条第一項に次の一号を加える。

五 前条第二項第五号の勤務については、五千百円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 収用委員会

## 公示通知

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により、次の書類を通知するにあたり、通知を受けるべき者の住所、居所その他通知すべき場所を確認することができないので、同法施行令第五条第一項の規定により公示通知する。

平成十三年十一月十四日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称  
審理の開催について(通知)
- 二 通知を受けるべき者  
別紙のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所  
青森県収用委員会事務局(青森県県土整備部監理課内)

別紙

土地の所在	氏 名	住 所
青森県上北郡野辺地町字千草橋61番3	高 橋 政 則	不明 ただし、住民票記載の住所青森県青森市旭町1丁目10番6号中里テラス2階
青森県上北郡野辺地町字千草橋61番3	高 橋 英 樹	不明 ただし、住民票記載の住所青森県上北郡野辺地町字中屋敷88番地の1
青森県上北郡野辺地町字千草橋61番3	西 館 一 夫	不明 ただし、住民票記載の住所青森県青森市中央3丁目8番5号中央荘6号
青森県上北郡野辺地町字千草橋82番	田 時 幸 治	不明 ただし、戸籍謄本記載の本籍地青森県上北郡野辺地町字野辺地234番地

青森県上北郡野辺地町字千草橋82番	田 修 平	不明 ただし、戸籍謄本記載の本籍地青森県八戸市稲城三丁目22番地の3
-------------------	-------	------------------------------------

# 正 誤

総務学事課

発行年月日 発行番号	区 分	ページ	誤	正
平成三・四・一 号外第四二一 号	表題欄	一	平成十二年四月一日	平成十三年四月一日